第五十条第一項第四号	第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合において、第一号の主文が審理員意見書と異なる内容であるときは
第五十条第二項	第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合
第五十一条第一項	処分	原裁決等
第五十一条第四項	第四十六条第一項及び第四十七条	第六十五条
	及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	並びに処分庁及び裁決庁（処分庁以外の裁決庁に限る。）
第五十二条第二項	申請を	申請若しくは審査請求を
	棄却した処分	棄却した原裁決等
	処分庁	裁決庁等
	申請に対する処分	申請に対する処分又は審査請求に対する裁決
第五十二条第三項	処分が	原裁決等が
	処分庁	裁決庁等
第五十二条第四項	処分の	原裁決等の
	処分が	原裁決等が
	処分庁	裁決庁等

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十九号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章　会計検査院関係（第一条）
第二章　内閣官房関係（第二条―第六条）
第三章　内閣府関係
第一節　本府関係（第七条―第十二条）
第二節　公正取引委員会関係（第十三条）
第三節　国家公安委員会関係（第十四条―第十九条）
第四節　金融庁関係（第二十条―第二十七条）
第五節　消費者庁関係（第二十八条―第三十二条）
第四章　総務省関係（第三十三条―第六十八条）
第五章　法務省関係（第六十九条―第九十条）
第六章　外務省関係（第九十一条）
第七章　財務省関係（第九十二条―第百四条）
第八章　文部科学省関係（第百五条―第百十六条）
第九章　厚生労働省関係（第百十七条―第百八十五条）
第十章　農林水産省関係（第百八十六条―第二百十一条）
第十一章　経済産業省関係（第二百十二条―第二百六十二条）
第十二章　国土交通省関係（第二百六十三条―第三百十九条）
第十三章　環境省関係（第三百二十条―第三百三十三条）
第十四章　防衛省関係（第三百三十四条―第三百四十二条）
附則

第一章　会計検査院関係

（会計検査院法の一部改正）

第一条　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第十八条」を「第十九条第一項」に、「第四十二条」を「第四十三条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十九条の五中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二章　内閣官房関係

（国家公務員法の一部改正）

第二条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第十三号を次のように改める。

十三　第百三条第五項の審査請求に対する裁決

第十七条の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十一条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

第八十九条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第九十条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「第二章第一節から第三節まで」を「第二章」に改める。

第九十条の二の見出しを「（審査請求期間）」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「六十日」を「三月」に改める。

第九十一条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第九十二条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第百三条第五項中「六十日」を「三月」に、「行政不服審査法による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第六項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第七項中「第五項の異議申立て」を「第五項の審査請求」に、「異議申立てについて」を「同項の審査請求について」に、「決定せられた」を「裁決された」に改める。

第百六条の三第五項及び第百六条の四第八項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第百八条の三第四項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。